



津島市

Tsushima City

ご遺族のための おくやみハンドブック

～死亡届に伴う主な手続きのご案内～

おくやみコーナーのご予約はこちら▽

※利用日の4日前までにご予約ください



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

津島市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

津島市役所 ☎ 0567-24-1111

もくじ

おくやみコーナーについて	P.1
死亡に関する手続きについてよくあるご質問	P.2
各種手続きに必要な持ち物	P.3
市役所での主な手続き	P.8
市役所以外で行う主な手続き	P.39
委任状に関するご案内	P.46
津島市役所庁舎案内図	P.49

おくやみコーナーについて

死亡届を提出した後に必要な各種手続きを、一つの窓口で受付するワンストップ窓口をご用意しております。ご利用は**事前予約制**のため、オンラインでの予約か下記のダイヤルにて予約が必要です。

予約受付ダイヤル ☎ 0567-24-1112

オンライン予約



- 利用できる方 津島市に住民登録があった方のご遺族
- 予約受付時間 午前8時30分～午後5時（平日のみ）
- 予約可能日 利用日の2週間前から4開庁日前まで
- 開設日 市役所開庁日（平日のみ）
- 利用時間 ①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～
- 開設場所 本庁舎（津島市立込町2丁目21番地）1階おくやみコーナー（相談室3）
- 必要なもの 本冊子「おくやみハンドブック」
その他（「おくやみハンドブック」3～4ページ参照）



※予約時間までに市民課窓口にご来庁ください。

※津島市以外の市町村へ死亡届を提出された場合は、住民票の死亡記載に日数を要する場合があります。市役所の各種手続きやおくやみコーナーの利用予約は、その後となりますのでご了承ください。

※手続きの内容によっては、一度のご利用ですべて終わらないこともあります。

※おくやみコーナーを利用しなくても、各担当課での手続きも可能です（予約不要）。

死亡に関する手続きについてよくあるご質問

Q1 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A1 多くの方の場合は、お手続きが必要となります。

【主なもの】

◆健康保険

国民健康保険に加入していた方と後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費などの手続きがあります。

亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。（社会保険に加入していた方は別途手続きが必要です。）

◆介護保険

65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

40歳から64歳の方で、要介護認定を受けていた方も手続きが必要です。

◆年金関係

年金を受給されていた方は、未支給年金請求などの手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金などの請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

◆税金関係

課税状況などによって、お手続きが必要な場合があります。

◆その他

その他、不明な点はお問い合わせください。

Q2 国民年金・厚生年金は、年金事務所に行けばよいですか？

A2 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。

厚生年金がある方は、年金事務所での手続きとなります。ただし、市役所で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）など）が必要になります。必要となる書類や戸籍の郵送での取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q3 亡くなった方の保険証など、見つからないものがありますが手続きできますか？

A3 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内します。

お持ちいただくものについては、3～4ページをご覧ください。

Q4 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A4 原則として死亡届を受理した日より数日間の戸籍審査を経た後に交付できます。届出内容の戸籍審査などに時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。遠方などで、窓口での取得が難しい場合は、おくやみコーナーにご相談ください。

事前準備について

津島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

下記の「各種手続きに必要な持ち物」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

おくやみコーナーの予約（☎ 0567-24-1112）

おくやみコーナーを利用される場合は、1ページの予約方法にて
ご予約ください。また、ステップ1と2で不明な点などございましたら、
予約時にお問い合わせください。



STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページを
ご覧ください。



STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、津島市役所へお越しください。

各種手続きに必要な持ち物

おくやみコーナーにお越しの際は、下記の内、該当するものをお持ちください。

ご遺族の方のもの

認印（相続人代表及び喪主）

お越しいただく方の本人確認書類

- ・写真付きのもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
- ・写真付きのものがない場合は下記から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

預貯金通帳（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）

未支給年金を請求される方のマイナンバーカードまたは通知カード

※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下のとおりです。亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族。

新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印

※亡くなった方名義の預貯金通帳から市税等を口座引き落としされていて、新たに引落口座を設定する場合には、新たな引落口座の預貯金通帳、銀行印、キャッシュカード（必要な場合もあるため）が必要です。対応できない金融機関もありますので、必要な場合には事前にお問い合わせください。

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合がございます。P47、48の委任状をご記入のうえ、切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

亡くなった方のもの ※以下のものが見つからない場合、紛失した場合はご相談ください。

年金証書

印鑑登録証（作成されている場合のみ）

マイナンバーカードまたは通知カード

国民健康保険被保険者証または後期高齢者被保険者証

※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証

※加入者が死亡し、葬儀を行った場合は葬祭費が請求できます。

喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書など）が必要です。

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、受給者証（障害福祉サービス、地域生活支援、障害児通所支援）

子ども医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証

その他、市役所から交付された証書類でご不明な点があるもの



《見本：マイナンバーカード》



《見本：通知カード》



《見本：印鑑登録証》

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (39 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (41 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

津島市で必要な手続きについては 8 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を持っている	P.17
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等（津島市ナンバー）の車両を所有している	P.18
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	高齢者配食サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	高齢者ふれあい収集を利用していた	
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	津島市心身障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	在宅重度障害者手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	おでかけタクシーを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	児童が保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	就学援助費の認定通知を受けていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	就学援助費が非認定通知を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費の認定通知を受けていた	P.33
<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費の非認定通知を受けていた		
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.34
市営住宅・改良住宅	<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居したい方	P.35
	<input type="checkbox"/>	契約者が亡くなり、住宅を返還される方	
	<input type="checkbox"/>	住宅に入居の同居親族が亡くなった方	P.36
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.37
	<input type="checkbox"/>	犬を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用していた	P.38

1. 住民登録に関する手続き



マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 市民戸籍グループ ☎ 0567-24-1112



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民戸籍グループ ☎ 0567-24-1112

MEMO

2. 保険に関する手続き



国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失届の提出、保険証及び各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	14 日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の高齢受給者証や各種認定証 <input type="checkbox"/> 世帯主の金融機関の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 世帯主のマイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

手続き② 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなって、その世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主の変更の手続きが必要です。	14 日以内
	手続き可能な人 世帯主の方または世帯主と同居のご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> その世帯の加入者の被保険者証 <input type="checkbox"/> その世帯の加入者の高齢受給者証や各種認定証 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑・金融機関の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> その世帯の加入者及び新しい世帯主のマイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 国民健康保険グループ ☎ 0567-24-1113

 **後期高齢者医療保険に加入していた**

手続き① 資格喪失届の提出、保険証及び各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※市役所への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証及び各種認定証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO

2. 保険に関する手続き



後期高齢者医療保険に加入していた

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・金融機関の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

手続き③ 相続人による送付先の変更

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の、未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものなどをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所で手続きが可能です。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
	手続き可能な人
	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものなどをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所などへお問い合わせください。 ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は予約の上、お出かけください。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
	手続き可能な人
	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 中村年金事務所 ☎ 052-453-7200 (音声ガイダンスでのご案内)

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご準備の上、各共済組合へお問い合わせください。	手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
	手続き可能な人 手続きの内容により異なるため、確認をしてください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの など	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
最寄りの農業協同組合へお問い合わせください。	確認してください。
	手続き可能な人 確認してください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 など	農業協同組合

MEMO

.....

.....

.....

.....

4. 税金に関する手続き



市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書同封の納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書同封の納付書	収納課 収納グループ ☎ 0567-55-9279

手続き② 口座振替停止（変更）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止（変更）を申し出てください。	約2週間以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 停止対象の通帳、認印 【新たな口座で口座振替希望の場合】 <input type="checkbox"/> 通帳、銀行印、キャッシュカード	収納課 管理グループ ☎ 0567-55-9276

MEMO

4. 税金に関する手続き



市民税が課税されていた

手続き 市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。市民税グループまでご連絡ください。</p>	<p>相当な期間 (概ね3ヶ月)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【同一世帯の相続人の方がお越しいただく場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p>【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続関係が確認できる書類 (戸籍謄本など)</p> <p>※手続きの説明までとなる場合があります。</p>	<p>税務課 市民税グループ ☎ 0567-55-9263</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



固定資産を持っていた

手続き 納付書の送付先変更、相続人代表者・現所有者の届出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※法務局での所有権移転登記がすでに済んでいる方は、固定資産税グループへの届出は不要です。</p> <p>※この届出をいただいても、所有権移転登記は必要です。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <hr/> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【同一世帯の相続人の方がお越しいただく場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)</p> <p>【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方との関係(配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹など)が分かる記載内容の戸籍謄本等</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など)</p>	<p>税務課 固定資産税グループ</p> <p>☎ 0567-55-9264</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

4. 税金に関する手続き

未登記家屋を持っている

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
登記をされていない家屋（未登記家屋）を持つ納税義務者が亡くなった場合、新たな所有者へ名義変更いただく届出になります。	相続が発生した年内
	手続き可能な人
	新所有者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続を証明するもの（遺産分割協議書の写し）または 新所有者欄に使用する印鑑の印鑑証明（原本）	税務課 固定資産税グループ ☎ 0567-55-9264

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



原動機付自転車など（津島市ナンバー）の車両を所有している

手続き 名義変更または廃車

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。</p> <p>亡くなられた方の名義の車は、廃車または名義変更の手続きをする必要があります。</p>	<p>亡くなられた日から 15日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方</p> <p>※③の方が手続きされる場合には、 相続人からの廃車に関する委任状 が必要となります。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 手続きする方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） <input type="checkbox"/> 相続人でない方が手続きする場合は、相続人となる方からの委任状が必要です。 <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合やナンバーを変更したとき） <p>※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 廃車・名義変更などは早めの手続きをお願いします。</p>	<p>税務課 市民税グループ ☎ 0567-55-9263</p>

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き

介護保険被保険者証の返還、介護保険資格喪失届、介護保険料の精算、介護保険認定申請取下書（該当の方）、高額介護サービス費等の振込先口座の変更（該当の方）

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の資格喪失手続きや、介護保険料の未納または還付に関する手続き等が必要です。</p> <p>亡くなられた方が、介護認定の申請中の場合は介護保険認定申請取下書の記入が必要となる場合があります。</p> <p>亡くなられた方が高額介護サービス費等の支給を受けていた場合は振込先口座の変更手続きが必要です。</p>	<p>死亡日から 14 日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>法定相続人、指定相続人等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（該当の方） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（該当の方） <input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 	<p>高齢介護課 介護保険グループ ☎ 0567-24-1117</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. 高齢者福祉サービスに関する手続き



緊急通報システムをご利用の方

手続き 機器の返却・辞退届

手続き詳細	期 限
返却物は機器本体とペンダントの2点です。 手続きは辞退届への記入が必要になります。 有料での利用者の場合、利用料金の精算をします。未納がある場合は納付書をお渡しします。還付がある場合は還付請求書を書いていただきます。	随時
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 還付がある場合の振込先口座情報（可能であれば通帳を持参ください）。	高齢介護課 長寿福祉グループ ☎ 0567-24-1118



高齢者配食サービス・高齢者ふれあい収集をご利用の方

手続き 利用解除

手続き詳細	期 限
右記問い合わせ先に利用解除の連絡をしてください。	随時
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課 長寿福祉グループ ☎ 0567-24-1118

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 0567-24-1115

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書	福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書 【同一世帯以外の相続人の方が未払い分の請求をする場合】 <input type="checkbox"/> 生計同一を証明できる書類等	親族
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0567-24-1115

津島市心身障害者手当を受給していた

手続き 手当受給資格消滅届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が津島市心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	親族
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0567-24-1115

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

7. 福祉（障がい）に関する手続き

在宅重度障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度障害者手当受給資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 【同一世帯以外の相続人の方が支払い分の請求をする場合】 <input type="checkbox"/> 生計同一を証明できる書類等	福祉課 ☎ 0567-24-1115

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 0567-24-1115

MEMO

.....

.....

.....



心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	福祉課 ☎ 0567-24-1115

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	福祉課 ☎ 0567-24-1115

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡日の翌月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金証書	福祉課 ☎ 0567-24-1115

障害者医療費受給者証、精神障害者医療費受給者証、医療受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給者証を交付されていた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114



津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた

手続き 未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が津島市福祉タクシー料金助成利用券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の津島市福祉タクシー料金助成利用券	福祉課 ☎ 0567-24-1115



おでかけタクシーを利用していた

手続き おでかけタクシー利用登録証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がおでかけタクシーを利用していた場合、利用登録証は返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のおでかけタクシー利用登録証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

7. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

地域生活支援事業を利用していた

手続き 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業を受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返却又は保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援事業受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 0567-24-1115

8. 子どもに関する手続き



児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【対象児童】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方 問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0567-24-1121



児童扶養手当を受給していた

手続き

受給者が亡くなった場合は受給者死亡届の提出
 対象児童が亡くなった場合は資格喪失届(または額改定届)の提出

手続き詳細	期 限
受給者または対象児童が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個別の状況に応じてご案内します。	手続き可能な人 【受給者が亡くなった場合】 その後対象児童を監護する方 【対象児童が亡くなった場合】 受給者本人 子育て支援課 ☎ 0567-24-1121

MEMO

8. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は特別児童扶養手当資格喪失届(未払手当請求書)の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 0567-24-1121



児童が保育所・認定こども園・幼稚園等に通園していた

手続き 支給認定証の返却、保護者変更の届出、認定喪失の届出

手続き詳細	期 限
<p>【保護者が亡くなった場合】 保護者及び世帯員の変更が必要となります。</p> <p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に通園していた場合、施設の退所の手続きが必要となります。 ・認定こども園・幼稚園等に通園していた場合、認定喪失の手続きが必要となります。 	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご家族の方</p>
<p>必要なもの</p> <p>個別の状況に応じてご案内します。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て支援課 ☎ 0567-24-1120</p>



子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
<p>子ども医療費受給者証を交付されていた方が亡くなった場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の子ども医療費受給者証</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114</p>

MEMO

8. 子どもに関する手続き



母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き 資格喪失届の提出、受給者証の返却

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失となりますので、受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の母子・父子家庭医療費受給者証	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114



養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返却

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡をもって失効となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券	保険年金課 医療・年金グループ ☎ 0567-24-1114

MEMO

.....

.....

.....

就学援助費の認定通知を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
<p>【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒が亡くなられた旨をご連絡ください。</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 就学援助費の振込先口座が亡くなられた方のものになっている場合、別の保護者の方へ変更していただく必要があります。</p>	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<p>【児童生徒が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 変更先の振込先口座の分かるもの（通帳が望ましい）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p>	<p>【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒の保護者</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方</p>
	問い合わせ先
	<p>教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417</p>

就学援助費が否認通知を受けていた

手続き 世帯員が減少したことの申立て

手続き詳細	期 限
<p>世帯員が減少したことに伴い、世帯全体の前年分の所得が変更になるため再度審査を行います。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417</p>

8. 子どもに関する手続き



特別支援教育就学奨励費の認定通知を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
<p>【児童生徒が亡くなった場合】 児童生徒が亡くなった旨をご連絡ください。</p> <p>【保護者が亡くなった場合】 特別支援教育就学奨励費の振込先口座が亡くなった方のものになっている場合、別の保護者の方へ変更していただく必要があります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【児童生徒が亡くなった場合】 児童生徒の保護者</p> <p>【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【児童生徒が亡くなった場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の除住民票</p> <p>【保護者が亡くなった場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 変更先の振込先口座の分かるもの（通帳が望ましい）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417</p>



特別支援教育就学奨励費の否認定通知を受けていた

手続き 世帯員が減少したことの申立て

手続き詳細	期 限
<p>世帯員が減少したことに伴い、世帯全体の前年分の所得が変更になるため再度審査を行います。</p>	<p>速やかに</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 亡くなった方の除住民票</p>	<p>ご家族の方</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>教育委員会事務局 学校教育課 ☎ 0567-55-9417</p>

9. 上下水道に関する手続き



水道を使用していた

手続き 水道使用中止届・使用者変更届・給水装置所有権移転届

手続き詳細	期 限
水道使用中止届・使用者変更届は電話での手続きができます。 給水装置所有権移転届は電話での手続きができませんので、お客様センターにお問い合わせください。	速やかに ※中止の届出をしていない場合、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。
必要なもの	手続き可能な人
個別の状況に応じてご案内します。	親族または同居者が望ましい
	問い合わせ先
	上下水道部 お客様センター ☎ 0567-55-9738

MEMO

10. 市営住宅・改良住宅に関する手続き

契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居したい方

手続き 入居承継承認申請書の提出

手続き詳細	期 限
承継する際には条件がございます。個別の状況に応じてご案内します。	死亡日から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑	契約者が亡くなり、引き続き住宅に入居する親族
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅管理グループ ☎ 0567-55-9624

契約者が亡くなり、住宅を返還される方

手続き 住宅返還届の提出

手続き詳細	期 限
現状復帰（残置物の片付け、畳・襖の交換等）が必要となります。個別の状況に応じてご案内します。	返還の 10 日前までに 手続き
必要なもの	手続き可能な人
なし	契約者本人が亡くなり、 住宅を返還する親族
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅管理グループ ☎ 0567-55-9624

MEMO



住宅に入居の同居親族が亡くなった方

手続き 同居人変更届の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅は、家賃が変更となる場合がございます。 個別の状況に応じてご案内します。	死亡日から 20 日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	住宅に入居の同居親族が 亡くなった契約者
	問い合わせ先
	都市計画課 住宅管理グループ ☎ 0567-55-9624

MEMO

11. その他の手続き



家財整理をしたい

手続き 八穂クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、鹿伏免処分場内自己搬入受付事務所職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が津島市外の場合は搬入できません。	なし（搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （運転免許証、マイナンバーカード、直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	生活環境課 環境整備グループ ☎ 0567-26-4228



犬を所有していた

手続き 飼い犬の所有者変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、犬の所有者変更の手続きが必要になります。	死亡日から 30 日以内
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活環境課 ☎ 0567-55-9368



市営墓地を使用していた

手続き 利用者変更手続き

手続き詳細	期 限
利用者変更の手続きが必要になります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と継承される方の関係（配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹など）が分かる記載内容の戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 住民票（継承される方が津島市に住所がない場合）	基本的にご親族の方 問い合わせ先 生活環境課 ☎ 0567-55-9368

MEMO

市役所以外で行う主な手続き

区分	主な手続き	問い合わせ先
その他市役所以外で行う手続き	運転免許証の返納	津島警察署 (津島市西柳原町2-8) ☎ 0567-24-0110
	在留カードの返納	名古屋出入国在留管理局 ☎ 052-559-2150
	相続放棄	名古屋家庭裁判所 ☎ 052-223-3411
	遺言書の検認・開封	
	相続登記の申請 (令和6年4月1日より義務化)	名古屋法務局津島支局 (津島市西柳原町3-10) ☎ 0567-26-2423
	預貯金口座の解約、払い戻し等	各金融機関
	生命保険等の保険金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
	火災保険、自動車保険の名義変更等	加入していた損害保険会社 または代理店
	株式等の名義変更等	各証券会社等
	県営住宅の届出	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 ☎ 0567-24-7330
	普通自動車、二輪 (125cc以上) の名義変更等	中部運輸局愛知運輸支局 ☎ 050-5540-2046
	軽自動車 (三輪・四輪) の名義変更等	軽自動車検査協会愛知主管事務所 ☎ 050-3816-1770
	公共料金等の名義変更・解約等	NHK、電力会社、ガス会社、 固定電話・携帯電話会社、新聞店等
相続税・所得税の申告等	津島税務署 (津島市良王町2-31-1) ☎ 0567-26-2161	
障害者割引制度等の廃止等	NHK、有料道路、携帯電話会社等	

【手続きに要する証明書について】

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせをいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書等：本庁市民課、神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー（印鑑証明書の交付には『印鑑登録カード』の提示が必要です。）
- 所得課税（非課税）証明書：本庁税務課、神守支所
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト（市役所外の手続きになります）

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

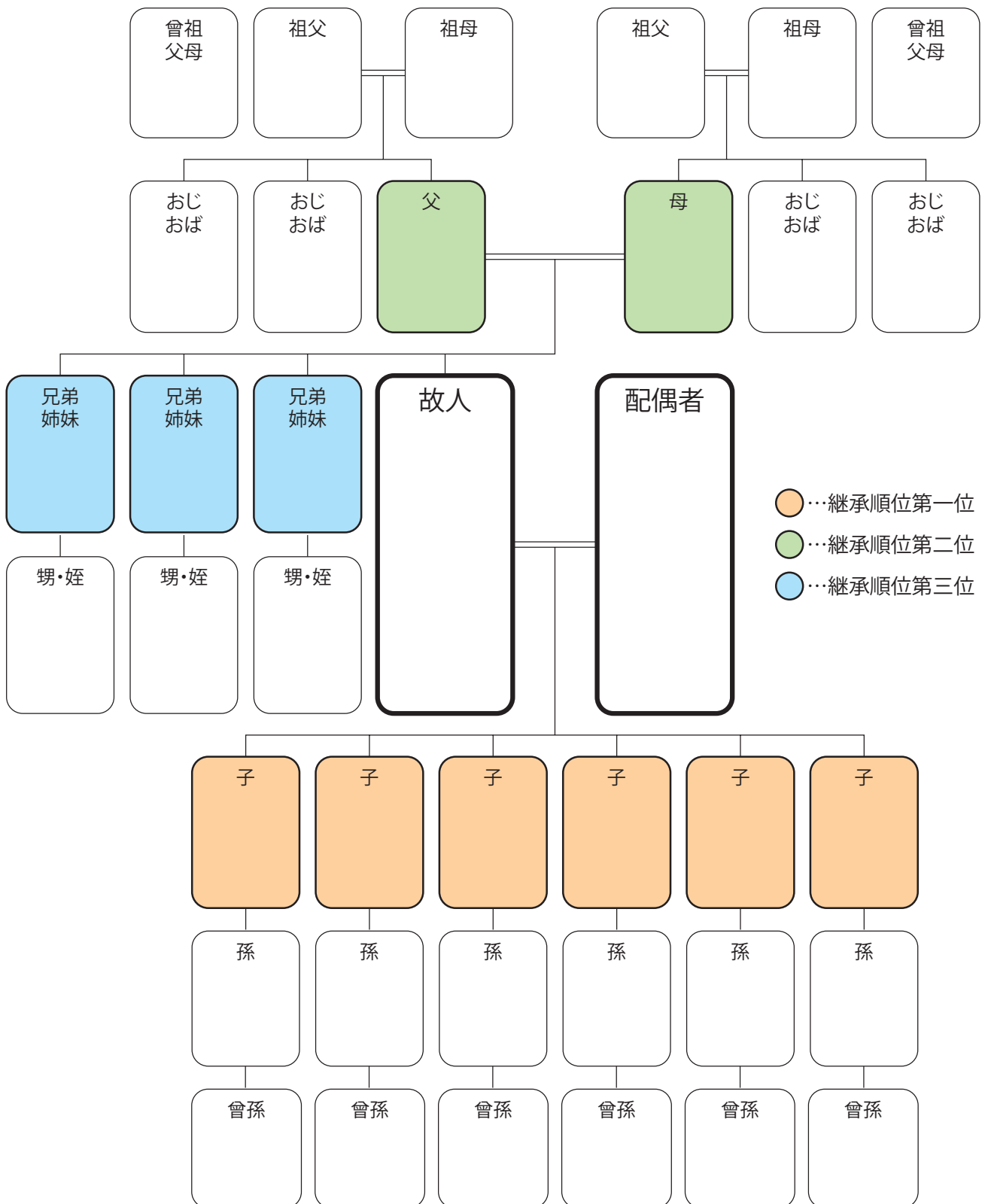
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について（詳細は法務局になります）

あなたの手続きを応援します！

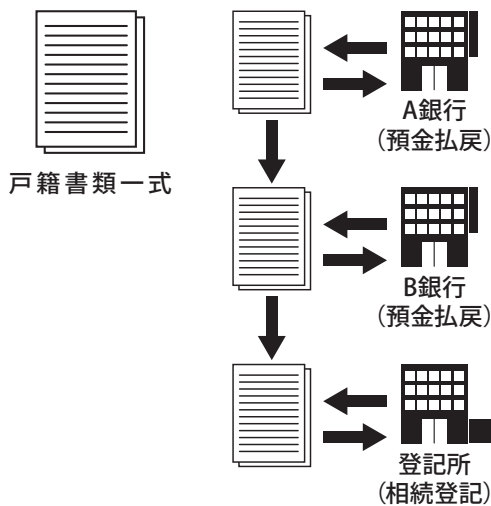
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

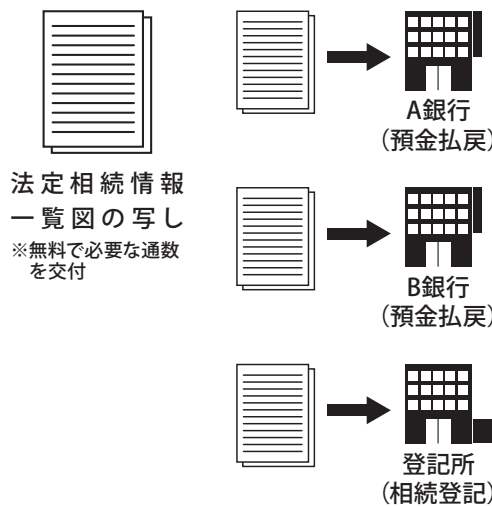
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

掲載している委任状の様式

- 市民課手続き用 P.47
- 税務関係手続き用 P.48

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。
年金事務所用の委任状は、市役所保険年金課（1階）または年金機構のホームページで配布しています。

お問い合わせ

- 戸籍（除籍） 謄本・住民票について
市民課 ☎0567-24-1112（直通）
- 税に関する証明書について
税務課 市民税 ☎0567-55-9263（直通）
固定資産税 ☎0567-55-9264（直通）
- 年金手続きについて
保険年金課 ☎0567-24-1114（直通）
中村年金事務所 ☎052-453-7200

MEMO

委任状

(委任者) 住所

氏名

私は下記の者を代理人とし、次のことを委任します。

(代筆者) 住所

氏名

※自署できない場合は代筆者の記入をお願いします。

記

住所の異動手続き

住民票の取得 通

(世帯全員 本籍必要 続柄必要)

(住民票コード 個人番号) …

使いみち

戸(除)籍等の取得 通

身分証明書 通

独身証明書 通

印鑑登録の申請

その他 ()

令和 年 月 日

(代理人) 住所

氏名

【注意事項】

*必ず委任者本人が署名してください。

*代筆等による記名の場合は押印してください。

*印鑑登録の代理申請の場合、委任状のほかに登録印鑑も必要です。印鑑登録証及び証明書は即日交付されません。

*住民票コード、個人番号記載の住民票は、委任者の自宅宛に郵送となります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

(宛先) 津 島 市 長

委 任 状

受任者 住 所 _____
(代理人) 氏 名 _____
電話番号 _____

上記の者を受任者(代理人)と定め、下記の権限を委任します。

記

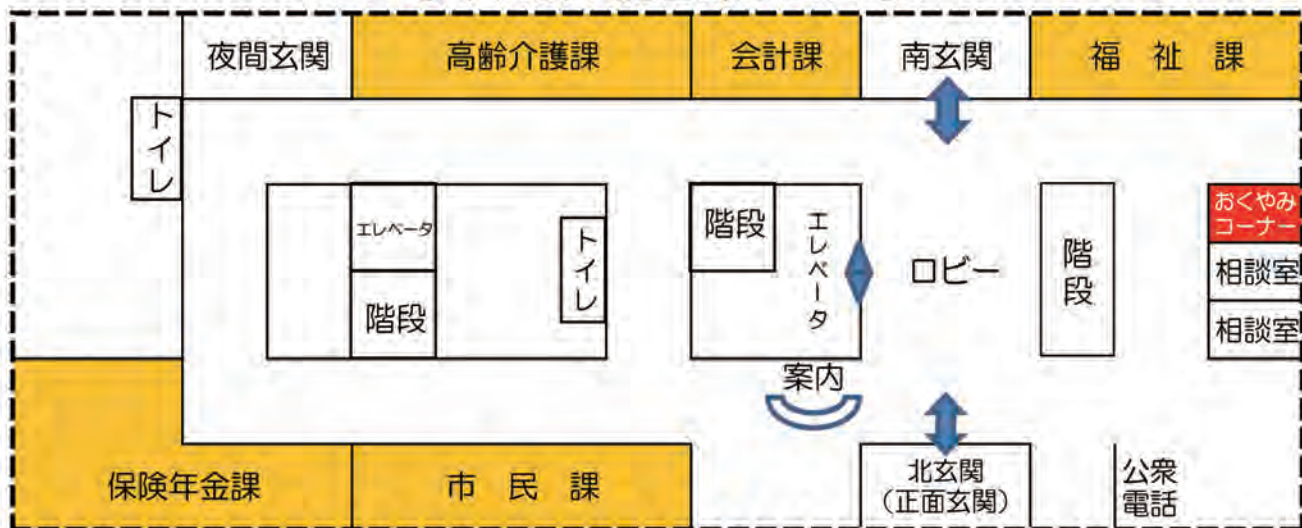
- 1 所得課税（非課税）証明に関する件（ _____ 年分 _____ 年度）
- 2 軽自動車登録廃車に関する件
- 3 評価証明に関する件
- 4 公課証明に関する件
- 5 物件証明に関する件
- 6 名寄帳の写しに関する件
- 7 納税証明に関する件
- 8 その他（ _____ ）

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

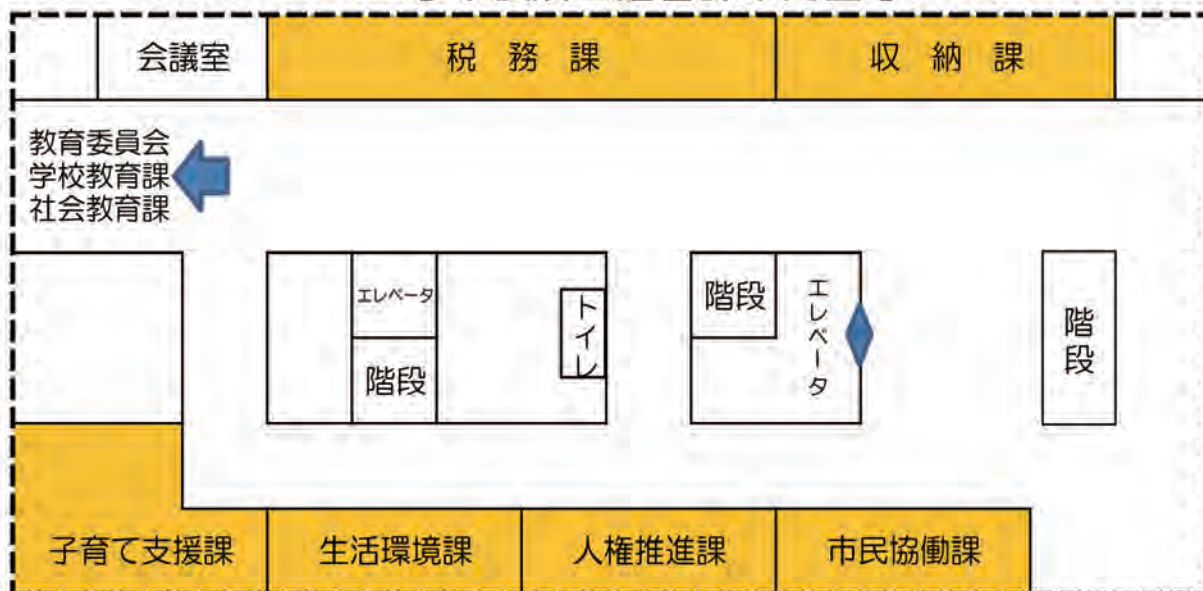
委任者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

- ・委任状は委任者が自筆で記入された場合は押印不要です。(印刷、代筆の場合は委任者の押印が必要です。)
- ・委任者が法人の場合は法人の代表者が記入のうえ代表者印を押印ください。
- ・受任者(代理人)の本人確認書類を持参ください。(郵送申請の場合は写しを添付)

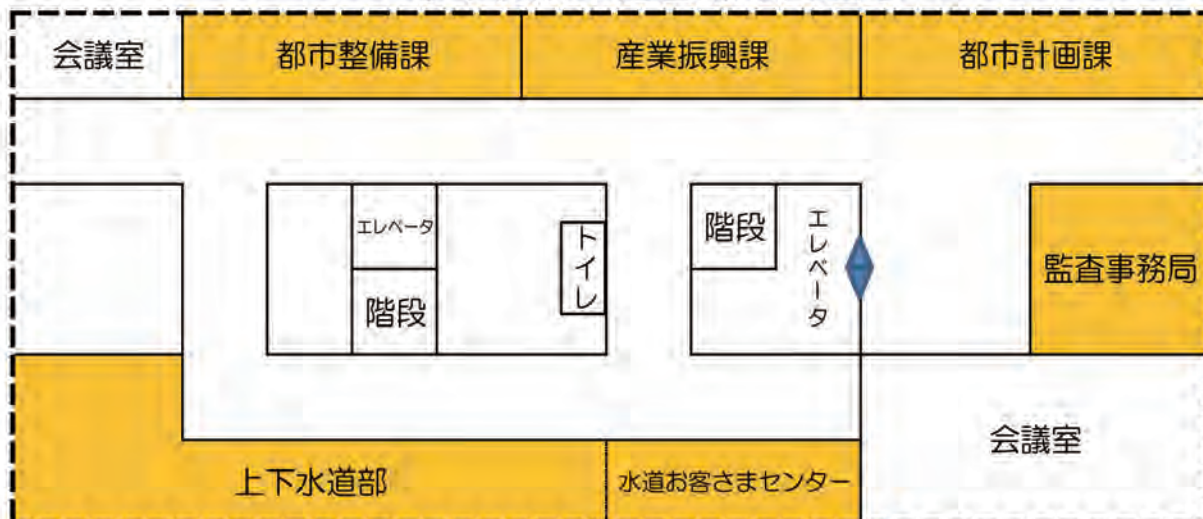
.....【市役所1階各課案内図】.....



.....【市役所2階各課案内図】.....



.....【市役所4階各課案内図】.....



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

私たちにお任せください

相続手続き

遺言書・家族信託支援

相続税申告

不動産登記

オンライン
相談も
受付中!



相談件数
3500件以上
豊富な実績

当協会が選ばれる理由

1

平日にお時間がない方の
ために手続きを代行、
土日祝日も対応。

2

ワンストップで
対応いたします。

3

相続に強い
ベテラン士業揃い

一般社団法人 相続手続きサポート協会 名古屋

住所 名古屋市中村区名駅5-16-17
花車ビル南館9階

電話 0120-418-048
(052-485-8284)

受付時間 9:00~19:00 (土・日・祝も対応)

名古屋駅より徒歩10分



☎ 0120-418-048

とにかくまずはお気軽にお電話ください。

初回
無料相談
受付中

本誌をご覧のうえ相談にいらした方に、
エンディングノート (活用ガイドブック付) をプレゼントします!



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3周忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風にはありませんか？ 思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間：9:00～18:00 HP: <https://en-no-tabijp>

えんの旅



運営元：株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード：6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

相続手続き 相談窓口

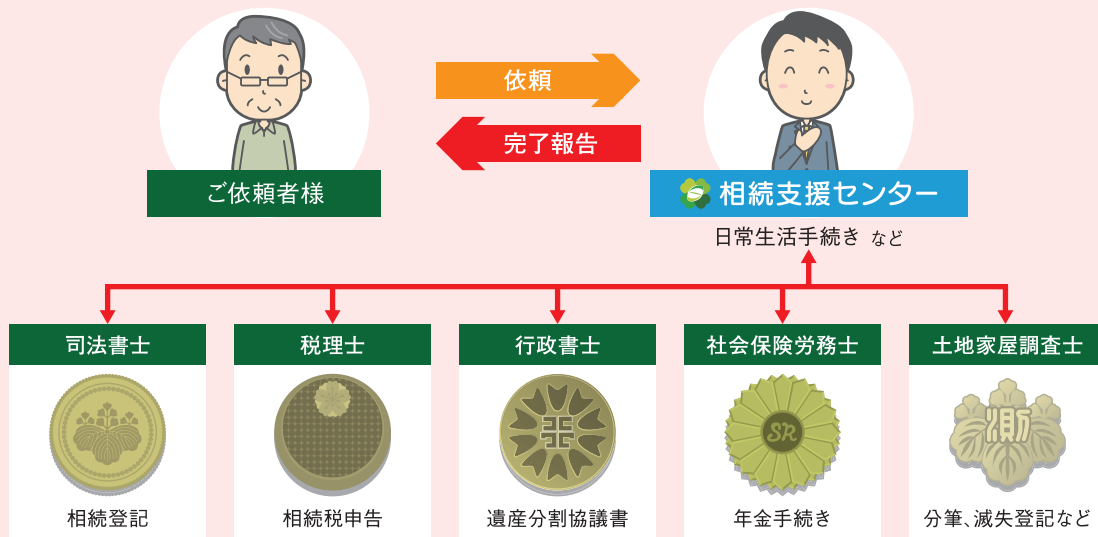
初回相談
無料

こんなお悩みはありませんか？

- ・遺産分割や納税の相談にのってほしい
- ・働いているために手続きに行く時間がない
- ・相続税申告の手続き方法がわからない
- ・相続の手続きを専門家に依頼したい
- …だけど窓口は1つにしてほしい

専任の相談員にまるごとお任せ!
一元管理でサポート

様々なご相談にも
窓口が1つだから安心



相続支援センター

無料相談
予約専用
ダイヤル



0120-13-4864

電話受付: 月~金曜日(祝日除く) 9:30~17:30

お近くの各相談室でご対応可能です。
まずはお電話ください。

完全予約制ですので、必ず事前にお電話でご予約ください。
ご希望の相談室にて専任相談員がご対応させていただきます。



近くの相談室を探す

グループ会社: 行政書士法人 中村事務所 ☎ 052-462-8313

無料相談時の持ち物

お手元にあるもののみで結構です

- 1 亡くなられた方の戸籍謄本
- 2 固定資産の課税明細書
※不動産のある方のみ
- 3 亡くなられた方の財産状況の分かるもの
※預金通帳、証券会社の取引明細、保険証券など
- 4 ご相談者様の認印



不動産

リフォーム

解体

遺品整理

まで **ワンストップでサポート!**

信頼

実績

安心

おうち広場

にお任せください!



津島市

あま市

愛西市

売却物件大募集!

こんなお困りごとありませんか?

- 空家、空地を所有してる
- 住宅ローン返済にお困りの方(戸建・マンション)
- 他人に知られずに売却したい
- 不動産を相続したが不要である
- 今の家がいくらで売れるか価値を知りたい
- とにかく即現金化したい
- 離婚するので家を売却したい
- 建築年数が古くて他社から断られた

そのお悩み弊社にお任せください!

他店と違う! おうち広場の強み!

地域密着店だから安心・信頼

おうち広場は、地元のお客様を第一優先に考え、幅広い不動産の知識でお客様に安心できるプランを提案いたします。何でも相談ください。

秘密保持契約を結んでからの対応

お客様の情報は、絶対秘密厳守いたします。近隣に知られることなく売却が可能です。ご希望の方は秘密保持契約を結んでから対応可能です。

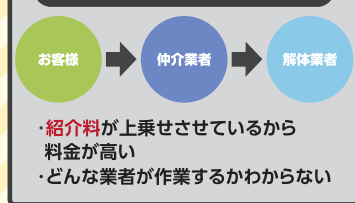
解体工事

適正価格

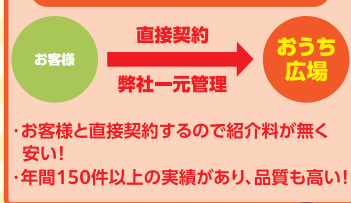
でお見積もり
いたします!

おうち広場は**直接契約**だから**安心・適正価格**を実現!

仲介業者・知人に発注した場合



弊社に直接発注した場合



遺品整理

お片付けなど
お任せください!

所有者の方の気持ちが一番を考えます。遺品整理のプロフェッショナルが、あなたのお悩み解決いたします。まずは気軽にご相談ください!

無料特典

- 1.お祝い無料
- 2.出張買取
- 3.残置物一車分無料

相続相談

贈与、生前整理など
お任せください!

不動産相続、プロの知識で安心。相続不動産のトラブルを解決致します。大切な資産を守り、スムーズな手続きを実現。安心のパートナーシップを築きましょう。

無料相談会実施中! (お気軽にご相談ください)

〈仲介業者・知人〉

解体工事費 紹介料

〈おうち広場〉

解体工事費

解体は**直接解体業者に任せた方が安心・安価**



住まいのこせな

おうち広場



0120-885-230

受付 9:00-20:00

〒496-0038 愛知県津島市橘町3丁目3-42



無料相談 迅速対応 秘密厳守

<https://ouchihiroba.com>

おうち広場

検索

【宅建業許可】愛知県知事 (1)第24143号

【古物商】愛知県公安委員会 第542652001200号

【解体】愛知県知事 (登-31)第759号

発行 津島市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年2月